

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

原案附則第四条の規定は、国会が、同条に規定する措置が講ぜられるまでの間において、日本国憲法の改正の原案について審議し、日本国憲法の改正の発議（日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案することをいう。）をすることを妨げるものと解してはならないこと。

（修正後の附則第四条第二項関係）